

株式分割に関する基準日設定公告

2026年9月9日

株主各位

岐阜県恵那市大井町180番地の1
株式会社バローホールディングス
代表取締役 田代 正美

当社は、2026年6月30日開催の取締役会において、2026年10月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株主の割当を受ける権利の基準日を、2026年9月30日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は2026年11月上旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
2. 2026年10月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等各種手続は、お取引口座のある証券会社等でお手続きお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続は、特別口座管理機関にお申し出ください。

本件に関するご照会先

株主名簿管理人及び特別口座管理機関

照会先 〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)